

静岡県告示第750号

静岡県指定登録機関である公益社団法人静岡県建築士会から建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項の規定において準用する同法第10条の6第2項の規定に基づく届出があったので、同法同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年11月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 変更後の静岡県指定登録機関の住所
静岡県静岡市葵区昭和町9番5号
- 2 変更後の二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
静岡県静岡市葵区昭和町9番5号
- 3 変更しようとする年月日
令和2年11月20日
- 4 変更の理由
現在事務所として借用している建物が解体予定となり移転を要するため